

逃げ遅れを防ぐには住宅用火災警報器等の設置が急がれます。住宅用火災警報器とは家庭内での火災発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置です。すでに新築住宅では義務化され、既存住宅も平成23年5月末までに取り付けなければなりません。アメリカではその効果が実証されています。2002年には住宅用火災警報器の普及率が90%を超え、70年代から比べると火災による死者が半減しています。

住宅火災の切り札 「住宅用火災警報器」

昨年（平成20年1月～12月）の全国住宅火災における死者の発生状況を見ると、逃げ遅れが最も多く667人。全体1,123人（放火自殺等除く）に占める割合は約60%となっています。逃げ遅れの原因は火災発生が就寝時間帯である22時から翌朝6時までの間で火災に気付かないことが多いと分析されています。

死者の約60%は 逃げ遅れによるもの



▲平成23年5月31日までに設置することが義務づけられている住宅用火災報知器

設置場所



実際どこへ設置をすればいいのでしょうか？
警報器の設置が義務付けられているのは寝室と寝室がある階段踊り場です。

「住宅用火災警報器」 広野町の認知・設置状況は

双葉地方広域市町村圏組合消防本部を主体として双葉郡内に居住する約26,000世帯を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を回覧アンケート方式により実施したところ、郡内の法改正による設置義務の認知率は「84.5%」設置率は「30.9%」との集計結果ができました。広野町のアンケート回答率は61.3%となっています。認知率は99.3%と高い割合を示していますが、設置率は26.4%と低くなっています。

■住宅用火災警報器設置状況調査結果（平成21年6月末現在）

回答数		郡内合計	広野町
認知状況調査	知っている	9,788件	983件
	知らない・不明	1,791件	7件
	認知率	84.5%	99.3%
設置状況調査	設置済	3,580件	261件
	未設置・不明	7,999件	729件
	設置率	30.9%	26.4%

- 町では住宅用火災警報器設置者に対して補助金を交付しています。
- 対象住宅は平成18年5月31日以前に建てられた住宅で賃貸借住宅を除きます。
- 補助金は購入価格の2分の1で限度額は1万円。交付は1住宅1回限りです。
- 交付期間は平成23年5月31日まで。申請には領収書（レシート可、内

町では設置者に 補助をします

までお問い合わせください。
なお、住宅用火災警報器はホームセンター、電気店、防災設備店などで販売されています。消防署が訪問販売を特定業者に依頼したり、販売の許可をするようなことは絶対にありませんので、くれぐれも悪質な詐欺にはご注意ください。

役場福祉環境グループ
☎ 27-2115

訳のわかるもの、取り扱い説明書、設置場所が確認できる書類（写真・間取り図等）が必要となります。詳しくは、



▲火災や災害に備え私たちの生命財産を守る広野町消防団

特集

火災に 備える

本当に怖いのは 火より煙

火災で火が恐ろしいのは言うまでもありませんが、本当に恐ろしいのは煙と言っても過言ではありません。煙による一酸化中毒や窒息、呼吸困難で死に至るケースが火災による死因全体のうち42%を毎年超えています（平成15年～平成19年消防白書）。人は炎より先に煙で倒れてしまいます。また、煙の中に入ることによって暗やみでパニックを起こす危険性もあります。

火災が発生しやすい時季を迎え、11月9日から15日までの7日間にわたり秋季全国火災予防運動が実施されます。火災は生命・財産、すべてを私たちから奪い取ってしまいます。そんな火災の恐ろしさを知りながら、何も備えないままで良いのでしょうか？

自分自身や家族、愛する人の命を守るために、今すべきことは何でしょうか。改めて考えます。